

## II 維持管理

以下、管理頻度等については標準値を示しています。

### 1 施設管理

施設管理については、利用者が安心して快適に文化体育館を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設設備毎に、主として目視による日常点検に加え、法令点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施すること。なお、建築基準法第12条に基づく点検については、「建築物の敷地及び構造」は3年に1回（次回令和7年度）、「設備点検、昇降機点検及び防火設備点検」は1年に1回実施することとし、1、2級建築士または国土交通大臣が定める有資格者により実施の上、点検結果を県に報告すること。

実施にあたっては、具体的な「文化体育館の点検計画」を指定管理者において作成し、管理を行うこと。

#### 第1節 建物管理

##### 1-1 対象範囲

本館・スポーツ館

##### 1-2 建築物日常点検・定期点検

- (1) 日常点検頻度：1回/日
- (2) 定期点検頻度：2回/年間（6か月ごと）

##### 1-3 建築物修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕が発生した場合は、県と協議の上、修繕費負担区分を決定し、指定管理者が実施する。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含み、1件100万円未満の修繕」とする。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕とする。

#### 第2節 工作物管理

##### 2-1 対象範囲

文化体育館敷地内全域の工作物

##### 2-2 工作物日常点検・定期点検

- (1) 日常点検頻度：1回/日
- (2) 定期点検頻度：1週間ごと、1か月ごと、6か月ごとに実施